

議会運営委員会会議録

平成25年12月25日(水)

(開会)16:17

(閉会)16:30

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 特別委員会の設置について

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。特別委員会の設置について、事務局に説明を求めます。

議会事務局次長

特別委員会の設置につきましては、先に開催されました代表者会議におきまして、特別委員会の名称は「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会」、委員定数は11人、付託件名は、「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する事項について」の調査、この調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を委任する。付託期間は、調査終了までとし、調査に要する経費は本年度内においては、200万円以内とする。以上のことで調整されておりますので、そのようにはおはかりしていただいておりますので、よろしくご審議方をお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

すみません、今、決議の中に入れていました必要に応じて関係人等という下りがあったかと思いますが、それが入っていなかったように感じるんですが、その点について、どのようになっていますでしょうか。

議会事務局次長

ただいま、ご質問の件につきましては委員会の中ではできるようになっております。

江口委員

でありましたらそれもあわせて委員会の制定にあわせて、していただきたいと思っています。と言うのが、私が読んだ部分に関してはそこがきちんと書かれていないと、そこに関してはできないという部分がありましたので、そこも併せてしていただけるように、委員長においてお取り計らいのほどをよろしくお願いいたします。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:21

再 開 16:23

委員会を再開いたします。

江口委員

すみません。そうしましたら先ほどの決議に入っていた事項ですね、関係人に対する部分等も含めて決議に入っているものはすべてできると、満足しているというふうな、ということによろしいですか。

議会事務局次長

質問者がおっしゃることにつきましては、地方自治法第100条の第1項に明記をしてありますので可能ということでございます。

江口委員

関係人の召致、そしてまた記録の提出等もすべてできるということによろしいですね。

議会事務局次長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する事項について」は、事務局説明のとおり、特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会」とし、委員定数は11人、付託件名は、「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する事項について」の調査とし、この調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を委任する。付託期間は、調査終了までとし、調査に要する経費は本年度内においては、200万円以内とすることに、ご異議ありませんか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 16:25

再 開 16:26

委員会を再開いたします。議会事務局に説明をお願いいたします。

議会事務局次長

先ほど、江口委員の方から質問がございました答弁といたしまして、地方自治法第100条の第1項と申しましたが、第1項及び第10項に基づきまして調査ができるということで訂正をさせていただきます。

委員長

あらためまして、特別委員会の名称は「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会」とし、委員定数は11人、付託件名は、「中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する事項について」の調査とし、この調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項の権限と第98条第1項の権限を委任する。また、付託期間は、調査終了までとし、調査に要する経費は本年度内においては、200万円以内とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数、権限委任等については、そのように決定いたしました。特別委員会委員の人選について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会委員につきましては、お手元に配付しておりますとおり代表者会議による調整の上、届け出がなされております。再開後の本会議において、「特別委員会の設置について」を議事日程に追加し、おはかりいただいております。設置について可決されましたら、特別委員の選任につきまして、飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、届け出の議員を議長において指名していただいております。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

ほかに質疑はありますか。質疑を終結いたします。おはかりいたします。中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会委員の人選については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会委員の人選については、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。